

○内閣官房告示第一号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和三年八月二十日

内閣総理大臣 菅 義偉

デジタル庁の庁舎

対象施設の敷地	東京都千代田区	紀尾井町一番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	紀尾井町一番から四番まで及び七番（次の図面に示す部分に限る。）、平河町一丁目三番から七番まで、平河町二丁目二番から十五番まで及び十六番（次の図面に示す部分に限る。）、永田町一丁目十一番（次の図面に示す部分に限る。）、永田町二丁目十三番（次の図面に示す部分に限る。）、十四番、十五番及び十七番から二十番まで、麴町三丁目三番及び五番、麴町四丁目一番、三番、五番及び七番並びに麴町五丁目一番及び七番

	東京都港区	港区赤坂三丁目一番、二番、八番から十番まで、二十番及び二十一番、赤坂四丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）並びに元赤坂一丁目一番から三番まで及び五番から七番まで
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面をデジタル庁に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。